

地方独立行政法人下関市立市民病院に係る出資等に係る不要財産の納付について

1 趣旨

本市が地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という）に対して出資した土地及び建物の一部について、本年7月に、法人から市長あてに地方独立行政法人法第6条第4項及び同法第42条の2の規定により不要財産の納付認可の申請（別添）があったため、認可を行うにあたり、あらかじめ評価委員会の意見を聴くもの。

2 経緯

法人医師の公舎として平成29年まで利用していたが、建設後49年が経過し老朽化も著しく、今後の入居予定がないため不要となったもの。

3 財産内容及び所在地

- ・ 医師公舎（土地）2,171.93㎡、帳簿価額64,230,000円
（建物）S46年建設、4階建RC造563.20㎡、帳簿価額290,711円
- ・ 所在地 下関市大学町三丁目33番336番地



- 4 法人が不要となった出資財産を設立団体へ返還するための手続き
市長が納付の認可を行うにあたっては、法人評価委員会の意見聴取を経たうえで、市議会の議決が必要。
- 5 返納後の土地及び建物について
全庁的に活用方法を検討した後、活用の目途が無ければ、公共施設マネジメント基本方針に則り、建物の解体撤去及び土地の売却を実施する予定。

【参考法令】

○地方独立行政法人法（抜粋）

第6条の4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

- 5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

下市病経第708号

令和2年7月2日

下関市長 前田 晋太郎 様

地方独立行政法人下関市立市民病院

理事長 田中 雅夫

出資等に係る不要財産の納付について（申請）

標記の件について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第4条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

(別紙)

1 出資等に係る不要財産の内容

名 称：医師公舎

所 在 地：大学町三丁目 3 3 番 3 3 6 番地

土地面積：2,171.93 m²

建 物：昭和 4 6 年建設、4 階建 R C 造、床面積 563.20 m²

2 出資等に係る不要財産の必要がなくなったと認められる理由

当院医師の公舎として平成 2 9 年まで利用していたが、建設後 4 9 年が経過し老朽化も著しく、今後の入居予定がないため不要となったもの。

3 出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

	土地	建物	合計
取得日	64,230,000 円	1,870,000 円	66,100,000 円
申請日	64,230,000 円	290,711 円	64,520,711 円

4 出資等に係る不要財産の取得に係る出資の内容

平成 2 4 年 4 月 1 日の法人設立の際に、地方独立行政法人法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき承継された権利（所有権）に係る財産の一部

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

令和 2 年 1 0 月

6 その他

当該財産の処分に関する計画を定めた第 3 期中期計画（令和 2 年度～令和 5 年度）は、令和 2 年 3 月 2 7 日付けで下関市長の認可を受けている。また、令和 2 年度の年度計画においても同様の計画を定めている。